

広島県がん対策推進協議会要領

(目的)

第1条 がん対策を総合的に推進し、県民の健康保持・増進及び医療水準の向上に資するため、広島県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）並びに協議会の部会としてがん登録推進部会、がん検診推進部会、情報提供・相談支援部会及び緩和ケア推進部会の4つの部会（以下「部会」という。）を開催する。

(役割)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項について意見聴取する。

- (1) がん対策の推進に関すること。
- (2) 「広島県がん対策推進計画」に関すること。
- (3) その他がん対策に必要な事項に関すること。

2 部会においては、別表1の検討事項について意見聴取する。

(委員等)

第3条 協議会の委員は15名以内とし、県民、学識経験者及び別表2の団体等に属する者のうちから、2年以内の期限を定めて知事が依頼する。

2 部会の委員は、県民、学識経験者、医療従事者並びに関係団体及び行政機関に属する者その他知事が適当と認める者とし、2年以内の期限を定めて知事が依頼する。

3 協議会に委員長1名を、部会に部会長各1名を置き、それぞれ知事が指名する。

(運営)

第4条 議事運営は、協議会においては委員長が、部会においては部会長がそれぞれ行う。

2 協議会及び部会には、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 協議会の部会として、別表1の部会のほか、特定の事業又は専門的な事項について、一定の期間、集中的な意見聴取を行う専門部会を開催することができる。

2 専門部会の名称及び運営に関して必要な事項は、開催の都度、これを定める。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 広島県がん対策推進協議会部会運営要領は、廃止する。

別表 1 (第 2 条関係)

部 会	検討事項
がん登録推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域がん登録システムの運用に関する事項 ・ 地域がん登録データの分析及び活用に関する事項 ・ その他がん登録の推進に必要な事項
がん検診推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん検診に関する統計データ等の分析及びその結果の評価 ・ がん検診の精度管理に関する施策 ・ がん検診の受診率の向上を図るための施策 ・ その他がん検診に関する必要な事項
情報提供・相談支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん患者や家族等の療養生活等の質の維持向上を推進するための施策 ・ がん患者・家族，がん経験者に対する相談支援等を推進するための施策 ・ がんに関する情報収集・提供，県民の理解促進を図るための施策 ・ その他がん患者や家族等の支援に関する必要な事項
緩和ケア推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩和ケアの地域連携推進に関する施策 ・ 緩和ケアの提供促進及びその質の向上に関する施策 ・ その他緩和ケアの推進に必要な事項

別表 2 (第 3 条関係)

団 体 等
がん患者団体・がん患者支援団体
社団法人広島県医師会
一般社団法人広島県歯科医師会
公益社団法人広島県薬剤師会
公益社団法人広島県看護協会
がん診療連携拠点病院
市町
県健康福祉局

広島県がん対策推進協議会要領 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>広島県がん対策推進協議会要領</u></p> <p>(目的) 第1条 <u>がん対策を総合的に推進し、県民の健康保持・増進及び医療水準の向上に資するため、広島県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）並びに協議会の部会としてがん登録推進部会、がん検診推進部会、情報提供・相談支援部会及び緩和ケア推進部会の4つの部会（以下「部会」という。）を開催する。</u></p> <p>(役割) 第2条 <u>協議会においては、次に掲げる事項について意見聴取する。</u> (1) <u>がん対策の推進に関すること。</u> (2) <u>「広島県がん対策推進計画」に関すること。</u> (3) <u>その他がん対策に必要な事項に関すること。</u> <u>2 部会においては、別表1の検討事項について意見聴取する。</u></p> <p>(委員等) 第3条 <u>協議会の委員は15名以内とし、県民、学識経験者及び別表2の団体等に属する者のうちから、2年以内の期限を定めて知事が依頼する。</u> <u>2 部会の委員は、県民、学識経験者、医療従事者並びに関係団体及び行政機関に属する者その他知事が適当と認める者とし、2年以内の期限を定めて知事が依頼する。</u> <u>3 協議会に委員長1名を、部会に部会長各1名を置き、それぞれ知事が指名する。</u></p> <p>(運営) 第4条 <u>議事運営は、協議会においては委員長が、部会においては部会長がそれぞれ行う。</u> <u>2 協議会及び部会には、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>広島県がん対策推進協議会設置要領</u></p> <p>(目的) 第1条 <u>予防から検診、治療、緩和ケアに至るまでのがん対策を総合的に推進し、県民の健康保持・増進及び医療水準の向上に資するため、広島県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>(検討事項) 第2条 <u>協議会は次に掲げる事項について検討する。</u> (1) <u>がん対策の推進に関すること。</u> (2) <u>「広島県がん対策推進計画」に関すること。</u> (3) <u>その他がん対策に必要な事項に関すること。</u></p> <p>(構成員) 第3条 <u>この協議会は委員15名以内で構成し、委員は県民、学識経験者及び別表1の団体等のうちから知事が選任する。</u> <u>2 協議会に委員長を置き、委員の中から互選する。</u></p> <p>(協議会の運営) 第4条 <u>協議会は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。</u> <u>2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。</u> <u>3 委員長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>(専門部会)</u> <u>第5条 協議会の部会として、別表1の部会のほか、特定の事業又は専門的な事項について、一定の期間、集中的な意見聴取を行う専門部会を開催することができる。</u> <u>2 専門部会の名称及び運営に関して必要な事項は、開催の都度、これを定める。</u></p> <p><u>(その他)</u> <u>第6条 この要領に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関して必要な事項は別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</u> <u>2 広島県がん対策推進協議会部会運営要領は、廃止する。</u></p>	<p><u>(任 期)</u> <u>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は、再任を妨げない。</u></p> <p><u>(部 会)</u> <u>第6条 協議会に、別表2に掲げる部会を設置する。</u> <u>2 部会に属する委員は、知事が選任する。</u> <u>3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。</u></p> <p><u>(事務局)</u> <u>第7条 協議会の事務局は、広島県健康福祉局がん対策課に置く。</u></p> <p><u>(その他)</u> <u>第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。</u></p>

改正案

現行

別表1（第2条関係）

部 会	検討事項
がん登録推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域がん登録システムの運用に関する事項 ・地域がん登録データの分析及び活用に関する事項 ・その他がん登録の推進に必要な事項
がん検診推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診に関する統計データ等の分析及びその結果の評価 ・がん検診の精度管理に関する施策 ・がん検診の受診率の向上を図るための施策 ・その他がん検診に関する必要な事項
情報提供・相談支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者や家族等の療養生活等の質の維持向上を推進するための施策 ・がん患者・家族、がん経験者に対する相談支援等を推進するための施策 ・がんに関する情報収集・提供、県民の理解促進を図るための施策 ・その他がん患者や家族等の支援に関する必要な事項
緩和ケア推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアの地域連携推進に関する施策 ・緩和ケアの提供促進及びその質の向上に関する施策 ・その他緩和ケアの推進に必要な事項

別表2（第3条関係）

団 体 等
がん患者団体・がん患者支援団体
社団法人広島県医師会
一般社団法人広島県歯科医師会
公益社団法人広島県薬剤師会
公益社団法人広島県看護協会
がん診療連携拠点病院
市町
県健康福祉局

別表 1

団 体 等
がん患者団体・がん患者支援団体
社団法人広島県医師会
一般社団法人広島県歯科医師会
社団法人広島県薬剤師会
公益社団法人広島県看護協会
がん診療連携拠点病院
市町
県健康福祉局

別表 2

がん登録推進部会
がん検診推進部会
情報提供・相談支援部会
緩和ケア推進部会